

一般財団法人 ジャイアン2020

第5期（2025年度）

奨学生募集要項 高校生対象

～ 一般財団法人 ジャイアン2020について ～

一般財団法人 ジャイアン2020は、創設者大林豁史の寄付により、2020年7月に設立された奨学金の財団です。

母子家庭の生徒で、志を持ちながらも就学に関して困難な状況の者に対して就学支援を行い、社会に有為な人材の育成を目指しております。

なお、「ジャイアン」は1950年代に大林が幼少であったころのあだ名に由来しております。

母子家庭である高校2年生及び3年生（2025年4月1日時点）を対象に第5期生の募集を行います。

一般財団法人 ジャイアン2020

〒158-0083 東京都世田谷区奥沢6-9-19

E-mail: info@gian2020.or.jp

<http://gian2020.or.jp/>

代表理事 重松 香子 事務局 寺嶋 聡

TEL/FAX 03-3702-7202

2025 年度

奨学生募集要項

I 一般財団法人ジャイアン 2020 の目的と特徴

当財団の目的は、母子家庭の奨学生に対する経済的支援だけでなく、奨学金を受ける学生の指導及び育成を行います。

※奨学金の返還を要しません。

※奨学金受給による特定の会社への入社義務はありません。

II 募集と選考の方法

各高校の奨学金担当の先生経由で当財団に応募書類をメールで申請、財団から学校にメールでお送りします。応募書類に記載して、必要書類とともに当財団に郵送。

書類選考、面接を経て、2年生と3年生合わせて15名の合格者を決定する。

なお、書類選考から面接へ進めるのは、同様に最大25名。

(本奨学金は自由応募ですが、学校推薦は必要です。)

III 募集人数

予定 15 名 (2 年生と 3 年生合計)

IV 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

i 国籍

「日本国籍」を有する者。

ii 在籍学年等

2025 年 4 月 1 日時点で、関東地区の全日制高校 2 年及び 3 年に在籍予定の方。

成績評定は、応募の条件としては問いません。

ただし、応募者状況により一定の基準を設け、書類選考で自動的に選外となることがあります。

留学中は応募できません。

iii 家計等の要件

応募時点、母子家庭であること。

扶養する人数を考慮した調整後世帯収入（保護者）は、応募の条件としては問いません。

ただし、応募者状況により一定の基準を設け、書類選考で自動的に選外となることがあります。

す。

iv 学業・健康

健康であり、向上心をもって学業に取り組み、かつ将来に目的をもっている者。

v 他奨学金と二重受給

他奨学金との二重受給が可能です。

V 奨学金と奨学期間

i 奨学金額【給付型】

月額 50,000 円

ii 奨学金支給期間

2年生：2025年7月～2027年3月（21ヶ月支給）

3年生：2025年4月～2026年3月（12ヶ月支給）

※支給開始は、2年生は2025年7月より、3年生は2025年4月に遡及して支給

※退学・留年の場合は、支給打ち切りになります。

※休学・留学の場合は、内容により支給停止になります。

※高校生にふさわしくない行動があったと当財団が判断した場合は、支給打ち切りになります。

iii 奨学生の義務

レポート提出、セミナー等の参加（年1回程度）

VI 応募手続きについて

i 応募方法 本人が直接当財団宛に郵送して応募してください。

ii 必要書類

書類選考時点

- ・願書（本人記載）兼課題文書（別紙でも可能です）
- ・学生証の写し
- ・学校長の推薦書
（記載事項：生徒氏名、学年、母子家庭であり経済的に困難であること、推薦理由）
- ・保護者記載の推薦書及び世帯の状況（養育の子供の人数、世帯収入を記載）
- ・成績証明書（直近のものを高校より入手 出席及び欠席日数が記載されているもの）

面接選考時点（書類選考通過者のみ必要）

- ・世帯収入を証明する公的書類
- ・世帯全員が記載の住民票

iii 応募期間

2025年4月1日～2025年4月30日（必着）

※早めの提出を推奨します。

VII 選考

選考内容・時期（暫定・前後する可能性があります）

応募締め切り 4月30日必着

書類選考 5月中旬予定

面接 5月下旬～6月上旬予定

合格通知 6月末予定

※面接は、当財団の事務所にて行います。

※書類選考の結果は、応募者全員に郵送もしくはメールにて通知いたします。応募の際に、常に受信ができるメールアドレスを記入して下さい。面接の日時をお知らせして返信がない場合は、辞退したとみなします。

※選考内容に関する電話等による問い合わせには、一切応じられません

※迷惑メール防止対策の設定をしている場合、メールを受信できない可能性がございます。当財団のメールアドレス（info@gian2020.or.jp）が、受信できるように設定の変更をお願いします。

VIII 注意事項

当財団の奨学生に合格後、あるいは当財団奨学生として採用後、以下に該当する場合、その月をもって奨学金の支給を停止、もしくは打ち切りとなる。

- ① 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。
- ② 在籍高校での学籍を失った場合。
- ③ 留学、留年、休学した場合。
- ④ 本人の違法行為により、有罪判決を受けた場合。
- ⑤ 高校生としてふさわしくない行為があり、停学等の処分を受けた時。
- ⑥ 前各号の他、当財団の奨学生として適当でない事実が判明し、当財団の評議員及び理事全員が、社会通念上も受給資格がないと判断した場合。

⑦ レポートを提出しない場合、セミナーに参加しない場合、連絡が取れない場合。

IX 個人情報の取扱いについて

奨学金の応募書類に記載されて個人情報については、奨学金事業のためだけに利用し、そのほかの目的には使用しません。